



重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

運用開始：平成29年10月1日 ー福島市消防本部ー

◎違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容等をホームページで公表する制度です。

◎公表の対象となる建物は

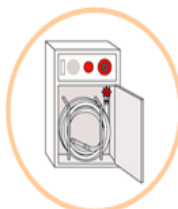
飲食店、百貨店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物（特定防火対象物：公表対象となる建物は裏面に記載）です。



◎公表の対象となる違反は

消防用設備等の未設置

- ・屋内消火栓設備の未設置
- ・スプリンクラー設備の未設置
- ・自動火災報知設備の未設置



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

◎公表の手続き及び公表の方法は

立入検査の結果を通知した日から30日を経過しても、なお、公表の対象となる消防法令違反の是正が認められない場合、福島市消防本部のホームページに建物の名称、所在地、違反内容を掲載します。【URL】<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/site/shoubou/>

建物関係者のみなさまへ

建物の用途を変更する場合や、建物の増改築（隣接建物との接続を含む）を行う場合は、新たに消防用設備等が必要になることがあります。

また、法令改正で新たに消防用設備等が該当になる場合、経過措置期間（猶予期間）を経過すると消防法令違反になりますのでご注意ください。

※このチラシに関するお問い合わせは、福島市消防本部予防課024-534-9103まで

公表対象となる建物（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1より抜粋）

(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ ニ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)項	イ	次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （i）診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科など。）を有すること （ii）医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること (2) 次のいずれにも該当する診療所 （i）診療科名中に特定診療科名を有すること （ii）4人以上の患者を入院させるための施設を有すること (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
	ロ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）など (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を入所させるものに限る。）など
	ハ ニ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）など (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） 幼稚園又は特別支援学校
(9)項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)項		地下街
(16の3)項		建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）